



★本誌は“企業は人なり”の考えの元に会社の業績向上にお役立ていただきたいと願い発行しています。

当事務所のホームページにも  
情報を公開しています！

知っ得！人事労務トピックス

「新・年5日の年休取得義務制度のポイント③」

働き方改革関連法の施行がいよいよ来月(4月1日)に迫りましたね。今回も引き続き、働き方改革施行でインパクトのある「年次有給休暇の年5日間取得義務」より、作成と保存が義務付けられた「年次有給休暇管理簿」について取り上げていきます。

●年次有給休暇管理簿とは

今回の改正で、年間10日以上の子年次有給休暇(以下、「年休」という)が付与される従業員に対し、少なくとも5日間以上の年休の取得が義務付けられることになりました。

そこで年休の取得を確実にするために、事業主に年次有給休暇管理簿(以下、「年休管理簿」という)の備え付けと、3年間の保存が義務付けられることになったのです。

●年次有給休暇管理簿に記載する項目とは

年休管理簿に記載する項目は次のとおりです。①年休を取得した日、②年休が発生する日(「基準日」という)、③基準日から1年以内に取得した年休の日数。

決められた様式がないため、現在使用している社内様式で上記の項目を網羅できるようであれば、あらためて作成する必要はありません。

★年次有給休暇管理簿を準備しよう

- ・労働者名簿や賃金台帳に記載することで、年休管理簿とすることができる
- ・現在使用している勤怠システムへすでに搭載されている場合があるので、確認する



管理簿への記載項目	ポイント
年休を取得した日	年休を取得した日を記録する
基準日	年休がいつ発生するかを記載しておく
取得した年休の日数	年休5日間の取得を確実にするため、基準日から1年以内の取得日数を記載する

～社長さん、総務担当者のための知っておきたい人材採用～

「求人募集の王道は誠実な情報発信」



●応募するかどうかのポイント

応募者の状況	応募するかどうかのポイント
新卒社員	その会社の理念・将来性
中途社員	前職の退職理由を解消できるか
定年退職	やりがいがあるか、一定の収入
就職ブランク	仕事の難易度、労働時間
学生	通勤距離、労働時間・休日

※上記が必ず応募のポイントとなるわけではありませんが、注視すべき内容といえるでしょう。

皆さんは、「食べログ」をご存知でしょうか？

利用したお店の感想をネット上に書き込むことができるもので、口コミの元となり、行ったことがないお店を選ぶ際の参考として使われています。(実は、私もよく使っています！)

今、求人検索サイトであるIndeed(インディード)が話題ですが、今後、食べログの採用版が出ると予測されています。つまり、求人している事業所の口コミがネット上で掲載され、応募するときの参考とされるようになります。(現在でも社員の口コミサイト「vorkers(ヴォーカーズ)」というものがあります…)

ですが、「食べログ」がそうであるように、人の好みは分かれますので、実際は行ってみないとわからないものです。そういったネット上の口コミに影響されることなく、自社の理念やこだわり、ときにあえて仕事の大変さを伝えることで、求職者へ向けて誠実に情報発信をすることが、「採用の王道」といえるのではないのでしょうか。